

6月定例議会が開催されます

川崎市議会議員 ほりぞえ健

成人ぜん息患者医療費助成条例

(事務局)

来月5日から6月定例会が開催されますね。民主・市民連合の代表質問は堀添議員が行う予定ですが、この定例会の特徴をお教えてください。

(堀添)

はい。平成18年度が始まって最初の定例会となりますので、その視点からの議論が中心になります。また、議題としてもいくつか重要なものがありますが、やはり「川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例」の制定が一番のポイントかもしれません。

(事務局)

これはどのような条例ですか。

(堀添)

方向性については、3月に行われた予算議会の中で示されましたが、今回、条例として正式に提案がなされました。

もともとは国の制度である公害健康被害補償制度の大气系指定地域として、本市川崎区と幸区の全域が指定を受けていたのですが、昭和63年に指定が解除されてしまい、新たな公害病認定はできなくなってしまいました。しかし、現実には新たな患者が生まれていましたので、本市独自の制度として、平成3年から成人呼吸器疾患医療費助成制度を開始し、医療費の本人負担分を市が助成するようになりました。ただし、国の制度が廃止されたこと



- 1963(昭和38)年2月6日、高津区に生まれ、高津小学校出身。桐朋中学、高校を経て東京工業大学を卒業。
- 東京都三鷹市で9年間、地域情報化やプライバシー保護等に従事。
- セブーンイレブン本部での情報システム構築をはじめ、ITを活用したシステムづくりに従事。
- 2003年4月、川崎市議会議員に初当選。
- 市議会まちづくり委員会副委員長
- 民主党神奈川第18区総支部副幹事長
- 経済産業省 システム監査技術者
- 妻と長女(高校1年)の3人家族



を補う制度として位置付けがされていたので、対象者が川崎区と幸区に3年以上居住されていたことがある方に限定されました。私も、2年前に健康福祉委員会の中でこの問題を議論しましたが、実は現行制度を整備した平成3年当時においても、ぜん息疾患は川崎市の全域で同じように発生していたのです。以前は、ぜん息の主要原因は工場などの排煙だったため、対象を川崎区と幸区に限定していたことに一定の合理性はあったのですが、その後工場の公害対策が進むとともに、ぜん息の主要原因は自動車の排気ガスに変わっていたわけです。その意味では公平性の観点からも、本来であれば平成3年当時に、対象を川崎市全域にすべきであったように思います。

(事務局)

川崎市民全員が制度の対象となるのですか。

(堀添)

今回の条例では、市内に3年以上居住する方が対象となります。

その上で、いくつかの制度変更があります。まず第一に、対象疾患が気管支ぜん息に限定されたことです。ただし、慢性気管支炎や肺気腫についてもぜん息を併症していれば対象となりますので、健康福祉局の説明では、実質的に対象範囲が狭くなることはないとのこと。第二に、喫煙者も除外されますが、助成を受けるということで喫煙を止められた方も助成対象になりますし、喫煙と気管支疾患との相関性がほぼ証明されている現在、妥当な制限かもしれません。第三に、今までは本人負担分の3割が全額助成されたのが、2割のみ助成となり、1割分は本人負担となった点です。この点については、議員の中でもかなり意見が分かれています。川崎市単独の施策であり、現在の厳しい行財政の実態を考えると、本人負担を一部分でも残すべきである、という考えもあります。が、私は、ぜん息の症状を考えると、通年で必要とされる増分約4千万円を追加してでも、今まで同様、市が全額負担できないものだろうか、と思います。現行助成対象者については3年間、現行制度が継続されますので、この間に議論を重ねていく必要があります。いずれにせよ、今回の制度改定により、対象者は約860人から2,300人程度に増え、また予算的にも今までの約5千万円から通年で1億2千万円に増額されたことは、高い評価がされるべき内容であると思います。

川崎再生の取り組み

(事務局)

他にはどのようなポイントがありますか。

(堀添)

今回、直接議題となっていないものを含め、川崎再生の取り組み状況について、様々な観点から議論が行われることになると考えています。

阿部市長は、川崎再生を進める3つの枠組みとして、第2次行財政改革プラン、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」、自治基本条例に基づく取り組みについて、度々発言されています。各々について着実に進展していると思いますが、中身を具体的に議論していかなければなりません。

行財政改革プランということでは、行財政改革プラン全体の進捗状況という視点だけでなく、本年4月から本格実施された新人事評価制度についても議論の大きなポイントになると思います。

自治基本条例ということでは、本年7月の区民会議本格実施に向け、委員の選定を含めた作業が進められていますし、柱の一つでもある住民投票条例についても、議論の焦点が明確になってきたように思います。また、市民生活や行政運営における重要な政策等の策定に際しては、市民や関係者から意見や提案などを広く求める制度である「パブリックコメント制度」についても、今年度中の条例化を目標に検討が行われています。

また、「川崎再生フロンティアプラン」ということで見ても、たとえば知的財産を基盤とした研究開発都市としての川崎の強みをさらに強化していくための取り組みが、様々な形で進んでいます。来月6日には研究者や開発者が自由に議論し交流するための「第1回かわさき科学技術サロン」も開催されますし、神奈川口構想とリンクした医療・健康・福祉分野の集積についても、本市の発展に大きく関わってくると思います。そうした個々の仕掛けを、まずはハケ岳のように連ねていくことが大切ではないでしょうか。

(事務局)

長時間にわたり、ありがとうございました。

(2006年5月28日)

代表質問を行います！

6月定例会におきまして、民主・市民連合を代表しての質問を、堀添議員が行います。ぜひ本会議場へ傍聴にお越しく下さい。

また、川崎市議会のホームページでも視聴できます。

日時：平成18年6月14日(水)午後1時過ぎ頃から

場所：市議会第2庁舎8階 本会議場

議会事務局議事課へお問い合わせください。

044-200-3354

<http://www.kawasaki-council.jp/>



6月定例議会における主な議題

会期予定：平成18年6月5日～6月28日（24日間）

議案・報告の概要について

- 条 例：「川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」他、計18件。
事 件：「浮島2期廃棄物埋立B及びC護岸（地盤改良）工事請負契約の締結について」他、計6件。
補正予算：「平成18年度川崎市一般会計補正予算についての市長の専決処分の承認について」他、計7件。
報 告：「平成17年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について」他、計8件。

主な議案の概要について

「川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例の制定について」

本市におけるアレルギー対策の一環として、満20歳以上のぜん息患者に対し医療費の一部を助成することにより、ぜん息患者の健康の回復及び福祉の増進を図るもの。施行予定期日は平成19年1月1日。（認定作業は平成18年11月1日より実施）

助 成 対 象：市内に3年以上居住すること。ただし、喫煙者を除く。

対 象 疾 患：気管支ぜん息

助成医療の範囲：ぜん息の治療にかかる医療。

（在宅医療、検査、画像診断等は助成対象から除外。）

助 成 額：保険医療費の自己負担分から医療費全体の1割を除いた額。

現行制度の継続：現行制度による助成対象者は、平成21年3月31日までは、現行制度による助成を継続。

「川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について」

川崎市市民ミュージアム改革基本計画に基づき、施設の貸出しや常設展の観覧料無料化、市民ミュージアム協議会の設置を行うもの。

施行予定期日は平成18年10月1日。（一部は平成19年4月1日より実施。）

○市民ミュージアムの施設等を貸出しの対象とし、使用料を新設。

○常設展の観覧料を無料化。

○企画展の観覧料を2,000円以内で企画展ごとに設定。

○市民ミュージアム協議会（委員10名以内で任期2年）を設置。

「川崎市青少年創作センター条例の一部を改正する条例の制定について」

川崎市青少年創作センターの管理の委託を行わない（指定管理者制度を適用しない）ためのもの。公布の日から施行。

「諸報告」

外国人市民代表者会議の年次報告（2005年度）。

「平成18年度 補正予算（主要項目）」

平成18年度川崎市一般会計補正予算（専決処分）	
アスベスト対策事業に関する補正	75,073千円
平成18年度川崎市特別会計補正予算（専決処分）中央卸売市場事業	
アスベスト対策事業費	8,836千円
平成18年度川崎市一般会計補正予算	
緊急構造計算書偽装問題対策事業費	294,900千円

